

官 庁 統 計 の 利 用

松下通信工業株式会社 唐 津
開 発 第 一 部 長

一

には「数字の魔術」という悪い言葉がある。公
にしている数字が、自分の実態と合わない、あたか
に罪があるような言いかたをするのである。

このような時、私は次のような説明をすることにして
統計の数字は、実体の一つの影である。影は光の
方向を変えると、姿が変わるのが普通であつて、
影の形が気に喰わないといつてみたところでやはり
一つの姿なのだからどうにもならない。問題はそ
から実体を推測するのが易しいかどうか、又どうす
るような推測ができるかの方法について知つているか
である。

この場合、正確な推測ができるためには、その数字が
どうしてとられたかを知つていることがまず第一
である。ところが、数字の魔術を云々する人々に、どの
ことを知つているか、怪しいことが応々にして
いけるから、話がかみ合わないのも無理はない。

一つは、どのようなねらいでこの数字を使うかだ
である。先日飛行機が続けざまに落ちて世間の人々に飛行
機は危険という印象を与えた。ところが飛行機会社の
発表では輸送に人口当りの死亡数は他と比べて最も少な
いということになつている。そこで昨年の世界の民間航
空機事故率の数字を見ると距離ではなく10万時間に0.25
というものがあつた。

つまり40万時間に1回である。そこで問題のボーイング
727の延飛行時間を同社の広告でみると延べ222万時
間であるという。727はこれまで4回落ちたのだから
計算すると55万時間に1回ということで、少なくとも
この数字からは世間なみの事故率だということがまず
わかってきた。

この世間なみというのは時間当りで求めたのだが、輸
送人口当りとどちらをとるべきだろうか？旅行は遠くへ
行くためだということならキロ当りがよいようだし、人
口時間との競争だと考えると、飛行時間でいつの方が
よさそうである。

官庁統計利用の話についても、いまと全く同じように
この数字でいくつかの問題から考えねばならないことは明
かである。

ところで、一般企業における仕事は本質的に予測であ
る。一昨年来の不況続きで、減収に終始した会社が多か
ら、その報告書には減収の原因として、不況だつた

からという言葉が入つていた。

だがしかし、不況だからといつて自分の会社もおつき
合いして業績を下げる必要がどこにあるのだろうか？他
社がだめでも自社だけ儲けてよい筈だ。そして現に不況
下でありながら、相変わらず良い業績を示した会社があつ
た。つまりこのとき官庁統計は言いわけの道具として使
われたわけであつて、統計関係者としては余り有難くない
話である。

これに対して統計を将来の計画のための根拠に使つて
そして成功したとしたら、これは素晴らしい話というこ
とになるのだが、これはなかなかむづかしい。というの
はもとも官庁統計は、官庁が行政の目的のためにとつ
ているので、私企業にそのまま使えるかどうかの一般的
保証はないからである。

だがしかし、世の中にはめくらもいるが目明きもい
る。行政目的の統計からそのまま需要の、伸びをつか
んで先廻りの手を打つた例はずいぶんある。とくに政令の改
正とむすびつけて成功した話は珍らしくない。日本の楽
器ブームは世界でも珍しい傾向だが、これが学校教育
令の改正や学習指導要領の変更と結びついていることは
有名だし、農漁村、中小企業対策などと関連した例もい
くつかあげることができる。

気象庁その他の天然現象についての統計はすでに一般
化しているが、楽器の話のように最も人間臭い法律や政
令と関連した利用の途が案外あることはもつと知られて
よいことだろう。

このように統計の利用の例をしらべてみると、数字の
魔術とかいって、あたかも数字そのものに罪があるよう
に言つているのは、文筆とか評論をもつて業としている
人々で、一般には黙つてチャツカリ利用させて頂いてい
るのが案外多いのではないだろうか。現に県の統計協会
あたりが配布している資料も、その購読者の過半数を占
めるのは会社関係で、その方面での需要は年々増加する
一方だということからも、やはり役に立てているからこ
そということもできよう。

ただこの場合、どのように利用しているかを質問して
も企業からはお茶をにごした返事しか聞けないだろう。
それは役に立っていることは決して人に教えないのが企
業の立場だからである。

改訂される県民所得標準方式(1)

統計課企画係長 宇留野真一郎

1 改訂の背景

現在、「県民所得標準方式」の改訂が、経済企画庁と各県の協力のもとにすすめられている。この改訂は、県民所得の概念、推計方法、表彰形式等の全般に及ぶ画期的なもので、新しい標準方式がきまると、今後の県民所得推計が全面的に新方式に切りかえられるのは勿論、現行の推計値が30年頃にまで遡つて計算し直される予定であるなど、県民所得を利用される方がたに及ぼす影響も少なくない。そこで、以下、県民所得の改訂がなぜ必要になつたか、どういう点が改訂されようとしているのか、その他改訂に当つての問題点などについて、その概要を述べて御参考にお供したい。

2 現行標準方式の問題点

まず、「県民所得標準方式」の改訂が必要となつた事情についてふれると、それには2つの理由が考えられる。第1は、現行の「標準方式」自体の問題であつて、県経済の実態を所得の循環の過程から明らかにするとううえからは、現行方式による県民所得は、必ずしも充分なものであるとは言えないということである。また、推計方法等についての現行方式の規定は逐次充実してきた各県の推計能力の水準からみて、実際的でなくなつたということも指摘される。

現在、各県が、県民所得の推計に当つて準拠している「県民所得標準方式」は、経済企画庁が、昭和31年に制定して各県に提示したものである。その内容は、県民所得の概念、表彰形式、推計方法等にわたつているが、全体として、当時の各県の基礎資料の整備状況、推計能力等を考慮して決定されており、県民所得推計のいわばミニマム・スタンダードともいうべきものである。

すなわち、推計系列としこは、基本系列として「県内生産所得」と「県民個人所得および個人支出」とがとりあげられ、補助系列として、「県民分配所得」と「産業別県民個人所得」が示されているにすぎない。したがつ

て、県民所得の循環過程、生産—分配—支出の3循環のうち、支出の面については、わずかに個人の消費と投資（投資）が把握されているだけで、法人企業の行なう投資活動や財政の財貨・サービスの購入などが欠けておられ、県内の総需要、とくに投資の規模や内容などを明らかにできないうらみがある。

また、推計にあつては、国民所得とちがつて、規定方式（所得推計の基礎として、各経済主体別の所得のバランス表を作成する方式。くわしくは後述）を定めていないため、所得の循環過程を各経済主体（個人—企業、財政等）間の取引として、有機的には整理していない側面に欠けている。このことは、同時に、各主体別の推計値を相互にチェックすることを通じて推計の精度を高めてゆくという利点をもたないことにもなつており、県民所得の精度が国民所得のそれよりも劣るといふことの一因となつている。

上記のほか、「標準方式」制定後10年を経過した現在では、各県の基礎資料もおいおい整備され、推計能力も向上してきており、ミニマム・スタンダードとしての標準方式の不足面を各県が独自に解決して推計を進めているケースも多くみられるようになってきた。このため、県民所得の県際比較に種々の不都合が生じてきてい

3 国民所得の改訂

標準方式改訂の第2の理由としては、最近、国民所得の大巾な改訂が行なわれ、このため、いまのままの国民所得とその地域表ともいふべき県民所得との比較がますます困難になるということが挙げられる。

県民所得は、国民所得の概念や表彰形式を県域に適用したものといふことができる。したがつて、国民所得の改訂が、ただちに県民所得に影響するものである。そこで、県民所得の改訂の方向を占うため、以下、国民所得の改訂の内容に若干ふれてみる。

国民所得は、国民経済計算審議会の経済企画

書中、「国民経済計算の改善に関する方策—国民所得の構成の改善を中心として—」（40年3月）に於いて大巾な改訂が行なわれることになり、この4月に39年度から26年度にさかのぼる14年の新しい国民所得統計が公表された。もちろん、今後の推計は、すでにこの新しい方式にもとづいて行なわれることにな

る。国民所得の推計値を39年度についてみると、たゞ国民総生産の規模は28兆2360億円（旧25兆6681億円）で、旧推計より2兆5679億円、10.0%の増となつており、国民所得も22兆1314億円（旧20兆5225億円）で、旧推計と比較して1兆6089億円、7.8%の増加となつてい

る。従来の統計にくらべ、国民総生産で平均7%程度、国民所得で6%程度の増となつている。当然、国民総生産（支出）や国民所得を構成する諸項目も大巾に改訂されており、またそれらの構成比にも多少の変動がみられる。国民所得は、長期ないし中期の経済計画や、予算編成の指標ともなる短期的経済見通し等の基幹の指標であるだけでなく、国際機関に対する分担金、経済協力費、開発費その他の算出基礎として重要な意味をもつてきたが、その改訂の影響は、各方面にわたつて大きく、かつ大きい。それにもかかわらず、なぜ国民所得の改訂が行なわれるようになったのか、その理由として次の3つがあげられている。

第1に、推計結果の精度の向上がはかられたことである。国民所得の推計は、かなり長い期間にわたつて、旧来の推計方法を踏襲してきている。もちろん、その間に若干の改善は加えられたが、根本的には大きな変更はなされなかった。このため、最近めざましく充実してきている諸データの利用や新規基礎資料の開発等が不十分となり、国民所得の推計値が、わが国経済の実態を忠実に反映しなくなつてきているという指摘もなされている。こうした事態に対処するため、推計方法の大巾な改善が行なわれようことになつたわけである。

第2に、的確な国際比較ができるように改善されたことである。旧来の国民所得統計は、その勘定体系や表彰方式、概念規定等のうえで、日本独自のものがあり、他の国民所得の比較が充分に行なえないといううらみがあつた。そこで、こんどの改訂では、国際的な基準や先進国の方式を参考として、整備改善されることになつた。

国民所得改訂の第3の理由は、国民経済計算の他系列との有機的な連けいをはかられたことである。国民所得統計を中核とする国民経済計算の利用をいつそう進めるためには、国民所得統計と産業連関表や資金循環表などの概念上、計数上の斉合性を高めることが必要である。今回は、とくに産業連関表との連けいを深めるために、種々の改善ないし調整が行なわれている。

4 県民所得改訂の方向

国民所得の改訂のためには、前述の「国民経済計算審議会」とそれに先行した「国民経済計算調査委員会」とを通じて、前後5カ年の歳月を必要としたことを思い、さらに、県民所得には、所得や財貨・サービスの県際取引のは握という難問題があり、推計基礎資料にしても、県民所得勘定の実施のためには、まだかなり貧弱な段階にあるなど、国民所得とは別個の複雑な諸問題をかかえていることを考えると、県民所得の改訂の容易でないことがうかがわれるであろう。

県民所得の推計は、いうまでもなく、各県が独自に実施するものである。しかし、県民所得が国民所得の地域表としての性格をもち、推計結果の県際比較に充分耐えるものであるためには、概念、推計方式の統一ということがどうしても必要となる。そこで、こんどの「県民所得標準方式」の改訂も、旧方式の制定の場合と同様、経済企画庁が中心となり、各県がこれに協力するかたちで作業が進められることになり、すでに、たびたび経済企画庁と各県との意見の交流が行なわれている。

ところで、県民所得の改訂は、次のような基本的方向のもとになされるはずである。

第1に、複雑かつ高度化した県経済の全貌を所得面から総合的には握できるものであること。さらに、県における産業経済もしくは財政施策の樹立、地域開発計画の策定等の多角的な利用が可能であること。

つぎに、国民所得の地域表として、所得の地域分布や格差を明確にして、国土総合開発計画等の基礎資料となり得ること。

そして、第3に、細部の県際比較にも耐え得る統一され、かつ精度の高いものであること。

こうして、県民所得統計は、新しい国民所得勘定にできるだけ準拠しながら、他面、推計基礎資料の制約を考慮して、県経済の構造分析や利用の面で大きな支障を来さない限度で簡略化されたものになるとみられる。

なお、改訂の概要と推計上の問題点については、次回に述べることにする。